

《保育士資格をお持ちの皆様へ》

保育士届出制度について

保育士届出制度とは？

平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度が施行され、子育てと仕事を両立し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを一層進めるため子育て支援サービスの充実が求められています。

そのため、保育人材の確保を進めるためには、潜在保育士を含めた離職中の保育士の復職支援が必要となっています。

「保育士届出制度」とは、保育士資格を持っている方で、保育所等を離職等、現在保育士として働いていない方に、住所・氏名等を福井県保育人材センターに届け出ていただく制度です。

なぜ届け出が必要なのです？

現在、保育士資格を取得した場合は、都道府県に保育士として登録申請を行っています。登録後に、姓や本籍地を変更する場合は書換え申請をしますが、住所変更については届出義務はなく、保育士登録や書換え申請をした時の住所と、現在の住所が異なっていることが多く、保育士の方々に保育士に関する情報や、研修・セミナー等様々な案内をお伝えする手段がないのが現状です。

この届け出は義務ではありませんが、住所・氏名等を届け出ていただくことで、福井県保育人材センターが離職した保育士の方とつながりを保ち、研修等の案内、それぞれの状況に応じた復職相談、情報提供などの支援が可能になります。

届け出のタイミングは？

- ・ 保育所等を離職した場合
- ・ 保育士資格取得後、ただちに保育士として就業しない場合
- ・ 離職した後、保育士として就業していない場合

※現在保育士として働いている方でも、届け出できます。

届け出方法は？

「福祉のお仕事」ホームページ (<https://www.fukushi-work.jp>) にアクセスし、「届出者（保育）の方」より登録してください。

インターネットの利用が困難な場合は、福井県保育人材センターへご連絡ください。

⇒登録方法についてはこちら

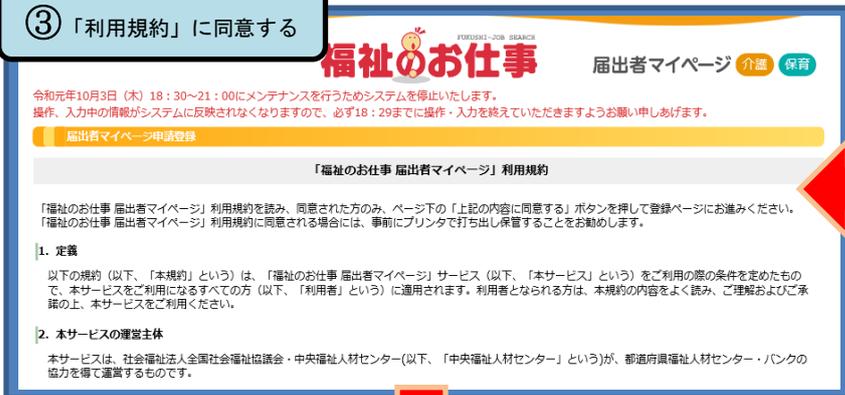
※届出方法については裏面をご覧ください。

◎保育士届出の方法

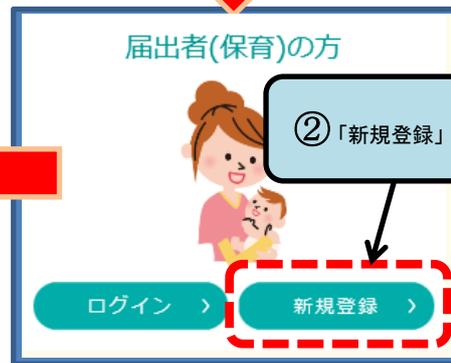
①「福祉のお仕事」ホームページにアクセス (https://www.fukushi-work.jp) 「届出者(保育)の方」をクリック



③「利用規約」に同意する



②「新規登録」をクリック



④登録申請を入力(メールアドレス等)

- ・受信したメール記載の本登録用URLを選択
- ・表示画面に沿って届出に必要な情報を登録
- ・届出登録が完了!

↓
届出者マイページにログイン可能

※同時にお仕事探しを始めたい方は、マイページより求職登録も可能

